



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1438 口頭により開示請求をすることができる個人情報 (総務課) 1
- 1439 和歌山県消防学校移動式訓練施設製造設置業務に係る一般競争入札に参加する者に必要
な資格等 (危機管理・消防課) 2
- 1440 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 4
- 1441 農用地利用配分計画の認可 (") 4
- 1442 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 4
- 1443 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等
(技術調査課) 5
- 1444 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競
争入札に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタ
ント等業務業者に必要な資格等 (") 8
- 1445 道路の区域変更 (道路保全課) 12
- 1446 道路の供用開始 (") 13
- 1447 道路の区域変更 (") 13
- 1448 道路の供用開始 (") 14
- 1449 道路の区域変更 (") 14
- 1450 道路の位置の指定 (都市政策課) 14
- 1451 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定
の解除 (港湾空港振興課) 15
- 1452 海岸法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定 (") 15
- 海区漁業調整委員会指示
- 3 イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止 15
- 監査公表
- 監査公表第29号 16

告 示

和歌山県告示第1438号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
世界遺産マスター認定試験	筆記試験の得点及び面接試験得点並びにそれら	合否の通知を発出した日から1月間	観光振興課

の合計得点

和歌山県告示第1439号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県消防学校移動式訓練施設製造設置業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県消防学校移動式訓練施設製造設置業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成29年3月30日(木)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成28年12月20日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 入札公告日から過去5年以内に、この一般競争入札に付する業務と同種同規模の契約を締結し、適正に履行した実績を有する者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同規模とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 複数のユニット式構造物から構成されるユニットハウスを製造及び設置した実績を有すること。

イ アに掲げる業務について、予定価格(事後公表)のおおむね50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票(いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこ

れらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目

(ウ) 県内に居住する個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税分）

ク 役員等に関する調書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 誓約書

サ 2の(7)に規定する契約の履行実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料又は履行証明書

(2) 資格審査申請時点で、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のイからエまで及びカからケまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、オ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年12月20日（火）から平成29年1月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年1月6日（金）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年12月20日（火）から平成29年1月16日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては書留郵便で平成29年1月16日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2274

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0116001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年1月20日（金）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1440号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年12月8日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第99号-1	西牟婁郡白浜町保呂字岩本163外5筆
平成28年度第99号-2	西牟婁郡白浜町田野井字大道218外2筆
平成28年度第99号-3	西牟婁郡白浜町栄字平才野1524外1筆

和歌山県告示第1441号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年12月9日に認可した。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第87号	日高郡日高町高家字丁ノ坪448-1外1筆

和歌山県告示第1442号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1443号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を、次のように定める。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの（解体工事を除く。）

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからチまでのいずれにも該当しない者であることとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号（この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）附則第2条の規定による。）に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

キ スの許可に係る申請者又は申請者の役員等（法第5条第1項第3号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者

ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者

サ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人又は法定代理人が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

シ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員等が、和歌山県暴力団排除条例第6条第

1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ス 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

セ スの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

ソ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を申請していない者

タ 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請建設工事に係る平均完成工事高が「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」及び「消防施設」については250万円以下、「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」及び「清掃施設」については0円である者

チ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入である者（法令の規定により適用除外とされる者を除く。）

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

経営事項審査

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成29年1月16日から同月27日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までの間で、主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

(2) 申請書類

ア 入札参加資格審査申請書（県内建設工事業者）

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表

オ 技術職員・CPD取得者数一覧表

カ 職員名簿（技術職員以外）

キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書

ケ 資本・人的関係のある関連業者届出調書

コ 総合評定値通知書の写し（特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までのもの）

サ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成28年12月1日以降のもの）

シ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成28年12月1日以降のもの）

- ス 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）
- セ 同意書
- ソ 暴力団排除等に関する誓約書
- タ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及び該当する研修会（講習会）資料の写し（表紙、目次等資料の概要の分かるページを数枚程度にまとめたもの）
- チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定に基づく不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し
- ツ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面
- テ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ナ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ニ 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの
- （ア）産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
 - （イ）産業廃棄物処分業許可証の写し
 - （ウ）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - （エ）建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成28年1月1日から同年12月31日までの間の代表的なもの1件分）
- ヌ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、その資格を有することを証明する書面の写し
- ネ 次世代育成支援への取組について、次に示す書面のうち該当するもの
- （ア）男女共同参画推進事業者登録証の写し
 - （イ）一般事業主行動計画策定届の写し
- ノ 登録基幹技能者を雇用している者は、当該登録基幹技能者の登録基幹技能者講習修了証の写し
- ハ CPDを実施団体が定める推奨単位数以上取得した者を雇用している者は、単位を取得したことを証明する書面の写し
- ヒ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- フ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該当する者（以下「法定義務建設業者」という。）で障害者を雇用しているものにあつては直近の同項に規定する報告書の写し、法定義務建設業者でない者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ
- ヘ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したり（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ホ 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者をいう。以下同じ。）又は女性職員を雇用している者は、当該若年者又は女性職員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は健康保険被保険者証の写し
- マ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父をいう。以下同じ。）を雇用している者は、次に示す書面のうち当該ひとり親に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- （ア）児童扶養手当証書
 - （イ）ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
 - （ウ）民生委員の証明書
- ミ 保護観察対象者を雇用している者は、当該対象者に係る和歌山保護観察所の発行する証明書の写し
- ム 審査基準日以前2年の間に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定に該当する者（以下

「市町村民税非課税者」という。)であった者を、審査基準日まで連続して雇用している者は、当該市町村民税非課税者の非課税証明書

メ 優秀施工者国土交通大臣表彰(建設マスター)受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るリ(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

モ 平成26年1月2日から平成29年1月1日までの間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し

ヤ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書

ユ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し

ヨ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書

ラ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し

リ ウからカまで及びクに記載した職員に係る次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

(ア) 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(イ) 社会保険に加入していない場合で、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

(ウ) 雇用保険に加入できない場合は、平成28年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証

ル 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成23年1月19日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

和歌山県告示第1444号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

平成28年12月20日

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの(解体工事を除く。)

(2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからトまでのいずれにも該当しない者であることとする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者の資格は、この(1)本文に規定する資格を有し、かつ、次のナからネまでのうち希望する業務に係る要件に該当する者であることとし、その資格申請できる業務は、当該業務に限るものとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号(この規定の適用については、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第345号)附則第2条の規定による。)に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者(会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。)

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

カ 入札参加資格審査申請書又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者

ク 和歌山県内の公共機関(刑法(明治40年法律第45号)第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。)が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

コ ク又はケのいずれかに該当した後、申請日の直前の営業年度終了の日(以下「審査基準日」という。)時点で1年を経過しない者

サ 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員等、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人及び法定代理人(法定代理人が法人の場合は、その役員等)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの

シ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者及び法定代理人(法定代理人が法人の場合は、その役員等)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係があると認められるもの

- ス 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第12項の規定に基づく許可を受けていない者
- セ 建設工事を希望する者で、主たる営業所（本社及び本店をいう。以下同じ。）又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合は、その営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの
- ソ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの
- タ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を申請していないもの
- チ 建設工事を希望する者で、審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下のもの
- ツ 建設工事を希望する者で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入であるもの（法令の規定により適用除外とされるものを除く。）
- テ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの
- ト 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの
- ナ 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第5号の規定により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体に測量士が10名以上在籍していること。
- ニ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に一級建築士が20名以上在籍していること。
- ヌ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に技術士が5名以上在籍していること。
- ネ 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体に補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない。）が併せて5名以上在籍していること。

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

経営事項審査

(イ) 和歌山県独自事項

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 審査基準日の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成29年1月17日から平成29年2月3日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日並びに平成29年1月24日を除く。）までの間の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は、和歌山県民文化会館504会議室とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

- (ア) 入札参加資格審査申請書(県外建設工事業者)
- (イ) 地方基準点数一覧表
- (ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表
- (エ) 契約先営業所情報一覧表
- (オ) 資本・人的関係のある関連業者届出調書
- (カ) 受付票(県外建設工事)
- (キ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
- (ク) 総合評定値通知書の写し
- (ケ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成28年12月1日以降のもの)
- (コ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (サ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- (シ) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条に規定する別記様式第1号の別紙2(1)、(2)又は変更届出書の写し
- (ス) 和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真
- (セ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成28年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所のある者を対象とする。)
- (ソ) 和歌山県内に工場を設置している者は、外観(看板)及び製造現場の写真(工場の案内等パンフレットでも代用可能)並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届)
 - b 健康保険被保険者証(所属先がわかるもの)
 - c 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
- (タ) 委任状(代理人を置く場合)

イ 建設工事に係る委託業務

- (ア) 入札参加資格審査申請書(測量及び設計コンサルタント等業務業者)
- (イ) 契約先営業所情報一覧表
- (ウ) 入札希望等一覧表
- (エ) 技術資格者一覧表
- (オ) 代表者・役員等調書
- (カ) 資本・人的関係のある関連業者届出調書
- (キ) 受付票(測量・コンサル)
- (ク) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成28年12月1日以降のもの)
- (ケ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成28年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所が和歌山県外にある者のうち和歌山県内に営業所のあるものを対象とする。)
- (コ) 直近1年の事業年度における財務諸表
- (サ) 商業登記全部事項証明書の写し(申請者が法人の場合)

- (シ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
- (ス) 現況報告書の副本の写し
- (セ) 主たる営業所(本社・本店)が和歌山県内にある者は、(エ)に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し
- a 健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届)
 - b 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
 - c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
 - d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
- (ソ) 主たる営業所が和歌山県外にある者は、(エ)に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し
- a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届)
 - b 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
- (タ) (エ)に記載している資格を有することを証明する書面の写し
- (チ) 主たる営業所の外観の写真(看板の確認ができるもの)及び内部(机、椅子及び帳簿等)の写真
- (ツ) 測量業者登録申請書及び別表の写し(航空測量(測量業務)を希望する県外に主たる営業所を有する者を対象とする。)
- (テ) 委任状(代理人を置く場合)
- (3) 申請書類の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請書類の提出方法
- (1)の提出時期に持参、又は和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒(返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの)を書留郵便で郵送すること(平成29年2月3日までの消印のあるものを有効とする。)
- (5) 申請書類の提出部数
- 提出部数は、1部とする。
- (6) 特例事項
- 和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成23年1月19日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。
- 4 資格の有効期間等
- 資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。
- なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第1445号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字杉野原字中畑292番1地先から同町大字杉野原字中畑291番2地先まで	旧	6.24 } 8.07	41.40	
同上	新	7.80 } 10.19	41.40	

和歌山県告示第1446号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字杉野原字中畑292番1地先から同町大字杉野原字中畑291番2地先まで

供用開始の期日 平成28年12月20日

和歌山県告示第1447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中田字山頭759番3地先から同町中田字山頭756番1地先まで	旧	9.10 } 15.51	47.21	

同上	新	10.55 } 16.96	47.21
----	---	---------------------	-------

和歌山県告示第1448号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 野上清水線

供用開始の区間 海草郡紀美野町中田字山頭759番3地先から同町中田字山頭756番1地先まで

供用開始の期日 平成28年12月20日

和歌山県告示第1449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町坂本字上前戸807番34地先から有田郡有田川町大字楠本字尼ヶ瀬1490番53地先まで	旧	5.60 } 10.03	39.93	
同上	新	9.36 } 12.21	39.93	

和歌山県告示第1450号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3368	海南市下津町丁字松本151番1の一部	和歌山市餌差一丁目36番地紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 28.12.9	6.00	46.30

和歌山県告示第1451号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第4項の規定により、太地海岸森浦地区の全部について、別図のとおり重点調整区域の指定を解除するとともに、平成22年和歌山県告示第75号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）に定める別図を変更し、平成29年1月4日から適用する。

なお、両別図は省略し、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び東牟婁振興局新宮建設部において縦覧に供する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1452号

海岸法（昭和31年法律第101号）第8条の2第1項各号列記以外の部分の規定により和歌山県熊野灘沿岸太地海岸森浦地区海岸^{久保}_{明神}地先海岸の保全上特に必要があると認める区域（以下「放置等禁止区域」という。）及び同項第3号の規定により当該放置等禁止区域内においてみだりに入れ、又は放置してはならない物件（以下「放置等禁止物件」という。）を次のとおり指定し、平成29年1月4日から適用する。

平成28年12月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 放置等禁止区域

昭和34年和歌山県告示第165号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域のうち、和歌山県熊野灘沿岸太地海岸森浦地区海岸^{久保}_{明神}地先海岸の全域

2 放置等禁止物件

船舶（国又は地方公共団体の所有する船舶、しゅんせつ船その他の作業船及びその他知事が指定するものを除く。）及び当該船舶の係留の用に供する工作物

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

平成28年12月20日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

1 指示の内容

2の期間内は、（1）に掲げる区域内にあってはイサキを、（2）に掲げる区域内にあっては全ての水産動植物を採捕してはならない。

（1）下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
御坊市名田沖	ア	33度50.122分	135度09.918分
	イ	33度50.123分	135度10.064分
	ウ	33度49.980分	135度10.066分
	エ	33度49.979分	135度09.919分

印南町印南沖	ア	33度48.332分	135度12.931分
	イ	33度48.272分	135度13.086分
	ウ	33度48.161分	135度13.025分
	エ	33度48.221分	135度12.870分
印南町島田沖	ア	33度46.725分	135度15.025分
	イ	33度46.602分	135度15.026分
	ウ	33度46.602分	135度14.879分
	エ	33度46.724分	135度14.878分

(数値はいずれも世界測地系)

(2) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度(北緯)	経度(東経)
御坊市名田沖	ア	33度50.079分	135度09.970分
	イ	33度50.080分	135度10.013分
	ウ	33度50.023分	135度10.014分
	エ	33度50.023分	135度09.971分
印南町印南沖	ア	33度48.275分	135度12.957分
	イ	33度48.251分	135度13.017分
	ウ	33度48.219分	135度12.999分
	エ	33度48.243分	135度12.938分
印南町島田沖	ア	33度46.681分	135度14.973分
	イ	33度46.645分	135度14.974分
	ウ	33度46.645分	135度14.931分
	エ	33度46.681分	135度14.930分
田辺市目良沖	ア	33度43.691分	135度20.640分
	イ	33度43.635分	135度20.754分
	ウ	33度43.712分	135度20.808分
	エ	33度43.768分	135度20.965分
白浜町瀬戸沖	ア	33度41.036分	135度19.842分
	イ	33度40.938分	135度19.928分
	ウ	33度41.023分	135度20.066分
	エ	33度41.121分	135度19.980分

(数値はいずれも世界測地系)

2 指示の期間

平成29年1月1日から平成30年12月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第29号

平成28年8月26日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月20日

和歌山県監査委員 江川 和明
 和歌山県監査委員 足立 聖子
 和歌山県監査委員 濱口 太史
 和歌山県監査委員 鈴木 太雄

1 海草振興局地域振興部

監査実施年月日 平成28年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品管理において、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿の記載を誤り、戻入している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 物品管理簿の登記処理を行うとともに、関係職員に対し、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）及び和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づいた適正な処理を行うよう、周知徹底している。</p> <p>(2) 旅行命令簿の作成に当たっては、記入誤りのないよう周知徹底するとともに、旅行命令権者等に対して決裁の際、十分チェックするよう徹底している。</p>

2 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成28年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約237万円となっており、前年度に比し約25万円減少している。 今後も、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 扶助費に係る支出負担行為において、不適正な事務処理が散見された。 年度内に調査を行い適正な処理対応を行っているが、今後、かかることのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(3) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けておらず、また、使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていなかったのので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時に、借主はもとより、連帯借主や連帯保証人にも、貸付の趣旨の徹底を図っている。 また、過年度分の未収金については、電話、文書による償還指導を継続的に行い、それでも応じない場合は、訪問や面接を行い、本人の実情等を確認しながら、粘り強い償還指導を行っている。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、職員に指導している。</p> <p>(3) 備品ではない物品を誤って物品管理簿へ登記していたため、是正処理を行った。</p> <p>(4) 今後は適正に処理を行うよう、職員に指導している。</p>

3 海草振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成28年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 修繕料について、二重支払を行い戻入した事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 関係職員に対し、請求書の内容を精査し適正に事務処理を行うよう指導するなど、和歌山県財務規則に基づいた適正な会計処理を行うよう徹底している。</p>

(2) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

る。
(2) 当該案件に係る旅行命令により発生した旅費については追給処理を行うとともに、今後は適正に処理するよう、周知徹底している。

4 海草振興局建設部

監査実施年月日 平成28年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 個人事業主に支出した不動産鑑定評価手数料について、源泉徴収をしていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 西日本旅客鉄道株式会社との橋りょう橋脚補強工事に関する協定において、基本協定書第6条第1項に定める年度協定を締結していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 公用車の修繕において、歳出予算が不足しているにもかかわらず支出負担行為として整理していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 外出承認をすべきところ旅行命令を行い旅費を支出していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) ガス給湯器取替えの契約において、2者以上から見積書を徴していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 土木使用料等の収入未済額は、平成27年度末で約30万円となっており、前年度末に比し約20万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>(8) 雑入の収入調定について、和歌山県財務規則第21条第2項の納期限を超えた期限を定めていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(9) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>検討事項</p> <p>平成27年度末で、廃道敷地については1件、廃川敷地については1件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 源泉徴収の対象となる範囲について、職員に周知徹底を図るとともに、今後このようなことのないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。 また、未徴収分については、改めて徴収し、適正に納入している。</p> <p>(2) 年度協定については、工事の着手が平成28年度からであったため、平成27年度の協定が不要であると判断した次第である。 今後このようなことのないよう、チェック体制を強化し、適切な事務処理に努めている。</p> <p>(3) 今後は、予算を十分に把握しながら、適正な事務処理を行うよう努めている。</p> <p>(4) 旅行命令と外出承認との区分について、職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めている。 また、支出した旅費については、収入調定を行い職員から返納済みである。</p> <p>(5) 旅行命令と外出承認との区分について、職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めている。 また、旅費については、追給を行っている。</p> <p>(6) 和歌山県財務規則を周知徹底し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(7) 未納者への調査及び督促により、未収金の削減に取り組んでいる。 今後とも、引き続き未納者の現状把握と債権管理に努めていく。</p> <p>(8) 和歌山県財務規則に定められた納付期限に基づき処理するよう、職員に周知徹底している。</p> <p>(9) 交通事故の防止と安全運転の励行については、朝礼時に安全運転7則や海草建設部で作成した運転マナー7則を周知徹底するとともに、和歌山西警察署から講師を招き、安全運転の心構え等についての講習会を年1回行っている。 今後も、あらゆる機会を通じて周知を行い、再発防止に努めていく。</p> <p>検討事項</p> <p>引き続き適正な管理及び処分に努めていく。</p>

5 和歌山県消防学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 物品管理において、正規の手続を経ず物品を処分していたので、適正に処理されたい。
- (2) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。
- (3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、事前命令欄及び事後確認欄の命令権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。
- (4) 特殊勤務手当実績簿において、所属長等の印欄及び直接監督者の印欄の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。
- (5) 燃料に係る物品調達台帳において、決裁欄・担当者欄及び受領者欄の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。
- (6) 鉄棒の修繕の契約において、2者以上から見積書を徴していなかったため、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 指摘のあった無線機とトランシーバーについては、精査の上、所定の手続を行った。
今後、不用物品の廃棄手続については、適正に事務処理を行っていく。
- (2) 旅行命令簿の命令権者確認印の押印漏れについては、今後、事務所内のチェック体制を強化していく。
- (3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の押印漏れについては、今後、事務所内のチェック体制を強化していく。
- (4) 特殊勤務手当実績簿の押印漏れについては、今後、事務所内のチェック体制を強化していく。
- (5) 燃料に係る物品調達台帳の押印漏れについては、今後、事務所内のチェック体制を強化していく。
- (6) 修繕の随意契約については、競争性を確保するため、2者以上から見積書を徴していく。

6 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 証紙受払月計表において、証紙残高の確認について複数の担当者で行うべきところ1名で行っていた月があったので、適正に処理されたい。 (2) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。 (3) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。 (4) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 証紙受払月計表における証紙残高の確認については、複数の担当者で行うよう、周知徹底した。 (2) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、人事課長通知に従い、適正に処理を行うよう、再度、所属職員に周知徹底を図った。 (3) 旅行命令簿における早朝出発夜間帰着欄への記入については、適正な事務処理を行うよう、全職員に周知徹底した。 (4) 全職員に対して旅行命令の決裁を受けるべき出張について周知を行い、適正な処理を行っている。

7 和歌山県消費生活センター

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例や高速等利用区間の記載漏れがあったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ETCカードの管理について、平成21年7月7日付け出第129号出納室長通知の趣旨を職員に周知徹底し、適正に処理している。</p>

8 和歌山県男女共同参画センター

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったため、適正に処理されたい。 (2) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れの事例があったため、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 過渡ししていた分については返納処理を行うとともに、旅費計算を適正に行うよう、職員に周知徹底した。 (2) 旅行命令簿について、該当箇所命令権者確認印を押印するとともに、今後は復命時、命令権者による確認まで適切に行うよう、職員に周知徹底した。

9 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 複写機賃貸借契約において、消費税率改正に伴う変更契約をせず改正後の金額で支出していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、直行していないにもかかわらず直行命令していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 業務委託契約において、契約終了時に実績報告書の提出を受けていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 現物確認できない備品については、再度確認を行い、適正に処理した。</p> <p>(2) 当該契約については、既に終了してしまったが、今後は、同様の事案が発生しないよう周知徹底していく。</p> <p>(3) 発生した差額について、速やかに返戻するとともに、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 委託業者に対し、実績報告書の提出漏れのないよう、指導を徹底している。</p>

10 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 委託料について、誤った実績報告に基づき支出したため過払いが発生し、戻入した事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 歳入歳出外現金について、法人から誤って所得税を徴収し法人へ払渡していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り、旅費の支給額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 2名以上での実績報告の審査を徹底し、今後このようなことのないよう、適正に処理する。</p> <p>(2) 所得税の源泉徴収制度について職員に周知徹底し、今後このようなことのないよう、適正に処理する。</p> <p>(3) 用務地の地点名称の誤りについては、職員に地点名称の記入について周知徹底した。 不足分の旅費については追給の手続きを行い、適正に処理した。</p>

11 和歌山県立図書館

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅費について、旅費別途に該当する旅行命令にもかかわらず旅費を支出し、戻入していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 正規の手続を経ず物品を処分していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後適正に処理するよう、所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 旅行命令簿と支出票の確認体制を強化し、今後適正に処理するよう、所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) 指摘された物品を適正に処理した。</p> <p>(4) 年度中に備品の現物照合を行い、今後は、適正に処理を行っていく。</p>

12 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

- (1) 旅費について、旅費別途に該当する旅行命令にもかかわらず旅費を支出し、戻入していた事例があったので、適正に処理されたい。
- (2) 物品管理簿の登記誤りがあったので、適正に処理されたい。

- (1) 旅費別途に該当する旅行命令の確認を徹底するよう、職員に周知徹底した。
- (2) 今後は、登記する物品の種類を十分確認の上処理するよう、職員に周知徹底した。

13 和歌山県立博物館

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 博物館入館料について、入館料が無料となる対象者の確認が不十分であったため徴収漏れ又は誤徴収となった事例があった。当該事例については判明後に追加徴収又は返納の手続を行っているが、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 (2) 早朝出発又は夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発又は夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 今後は、入館料が無料となる対象者の確認を徹底し、徴収漏れ及び誤った徴収をしないよう、適正に処理を行っていく。 (2) 県外出張の際、早朝出発、夜間帰着の記載漏れを起こさないよう、適正に処理を行っていく。

14 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>関西電力株式会社からの立木伐採補償料について、収入調定が行われていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>収入調定については、速やかに事務処理を行うとともに、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底を図った。</p>

15 和歌山県立自然博物館

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 書籍等の購入の伺書で、決裁権者の押印漏れの事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 簡易公開調達不調となったため随意契約を行ったものについて、出納機関への合議漏れがあったので、適正に処理されたい。 (3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、超過勤務時間に自家用車の運転時間が含まれていたため、適正に処理されたい。 (4) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後はこのようなことのないよう、適正に処理されたい。 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 購入伺い時の決裁権者の押印漏れについては、今後このようなことのないよう、適切な事務処理を行っていく。 (2) 随意契約時の出納機関への合議漏れについては、今後このようなことのないよう、事務処理を行っていく。 (3) 自家用車の運転に係る超過勤務手当の過払いについては、再計算を行い、戻入を完了した。 今後は、このような誤りがないように確認を徹底し、適切な事務処理を行っていく。 (4) 備品の現在高と現物との照合については、平成27年度末で完了した。 今後は、備品の照合において相違が生じるることのないよう、適正に処理していく。

16 和歌山県立向陽高等学校・中学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

組織内のチェック体制を強化するとともに、出納機関と連携を密にし、今後このようなことのないよう、所属職員に対し周知徹底を図った。

17 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 指導者用デジタル教科書の購入に係る備品購入費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 複写機賃貸借契約において、消費税率改正に伴う変更契約をせず改正後の金額で支出していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、用務地を訂正し旅費を追給していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 通勤手当の認定において、必要な書類が添付されていないにもかかわらず認定を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 単価が3万円以上のため備品として購入したが、見積を徴した時点で支出負担行為として処理すべきところを誤って即支出で処理してしまったものであり、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 消費税率が8%に改正された時点で変更契約がなされておらず、そのまま、改正後の税率で支出していたものであり、今後このようなことがないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 旅行命令簿のチェックの徹底や計算誤り等のないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 過渡し分については速やかに収入調申し収納するとともに、旅行命令簿のチェックの徹底や計算誤り等のないよう、適正な事務処理について、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 通勤手当に限らず、各種手当認定に必要な添付書類について、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(6) 指摘のあった物品については、耐用年数を超え修理不能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、適正な物品管理について、所属職員に周知徹底した。</p>

18 和歌山県立和歌山北高等学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 通勤届において、認定に必要な乗車券等の写しが添付されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理委託料の支出票において、履行確認欄の記載漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）等を職員に周知するとともに、認定事務の際、関係書類について十分な確認を図るよう徹底した。</p> <p>(2) 支出票の履行確認について、今後、確認及び記載漏れがないよう、職員に和歌山県財務規則等を周知徹底し、適正に事務処理を行っていく。</p>

19 和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 教員特殊業務従事伺・実績簿において、承認欄の押印漏れがあった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令について、適正に事務処理を行った。また、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 教員特殊業務従事伺・実績簿について、適正に事務処理を行った。</p>

<p>また、確認欄の支給額の記載漏れ及び所属長確認印の押印漏れがあったので、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(3) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>また、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 当該物品については、既に、老朽化により使用不能であったため、廃棄処分を行った。</p>
---	--

20 和歌山県立和歌山工業高等学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 計算書誤りによる過渡しについては、過日戻入処理を行った。 また、今後このような誤りがないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p>

21 和歌山県立和歌山商業高等学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 復命方法欄の記入漏れがあった。 イ 移動方法欄の記入漏れがあった。</p>	<p>注意事項 (1) 外出承認分については、旅費が発生したため、担当課（給与福利課）に報告するとともに、追給の手続を行い、適正に処理した。 (2) 適正な事務処理の徹底のため、関係職員に再度指導を行った。</p>

22 和歌山県立海南高等学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費計算書において、用務地を誤ったことにより過渡しが生じ、戻入されている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 事務処理を見直し、適正な旅費事務を行っていく。</p>

23 和歌山県立きのくに青雲高等学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 消耗品の支出において、支払が遅延している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 特別旅費において、支出負担行為即支出命令票を誤って廃棄していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行依頼簿において、自家用車使用の依頼を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 旅費において、次の不適切な事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 会計課から返却された支出調書は、必ず支出処理済みであることを確認し保管するなど、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(2) 支出関係書類は適切に処理及び保管するなど、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(3) 職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に従い、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(4) 旅費事務を適切に執行するよう、適正な旅行命令簿の記載等の事務処理について、職員に周知徹底した。</p>

- ア 同一の旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたため旅費の二重支払を行い戻入していた。
 イ 旅費別途支給の記載漏れにより旅費を支給し戻入していた。
 ウ 旅費計算を誤り追給及び戻入していた。
 (5) 外出承認簿において、移動方法欄の記載が漏れている事例があったので、適正に処理されたい。

- (5) 外出承認簿の適正な記載について、職員に周知徹底した。
 また、今後、二重のチェック体制を取るなど、適正な事務処理を行っていく。

24 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤ったことにより過渡しが生じ、戻入している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）について、決裁手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 再度全ての外出承認簿の見直しを行い、支出事務が必要なもの等について、速やかに事務処理を行った。 また、今後このようなことのないよう、複数名で確認をし、適正に処理を行っていく。</p> <p>(2) 旅行命令簿の内容を複数名で確認することを徹底し、今後このようなことのないよう、適正に処理を行っていく。</p> <p>(3) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）については、事後、決裁権者の決裁を得た。 今後、複数名での確認を徹底し、二度とこのようなことのないよう、適正に処理を行っていく。</p>

25 和歌山県立紀北支援学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅費について、同一の旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたため旅費の二重支払を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅費の二重支払については、直ちに戻入手続を行い収納した。 また、今後このようなことのないよう、旅行命令簿の記入等について、全職員に対し周知徹底を図った。</p>

26 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 通勤手当において、任用期間を超える支給額を支出していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算において、直帰の計算誤りが判明し、直ちに戻入した。 今後このようなことのないよう、適正な会計事務を行っていく。</p> <p>(2) 任用期間が平成27年10月8日から平成28年3月31日までの臨時的任用職員の通勤手当において、平成27年11月から5か月分の支給をすべきところ、6か月の定期分を支給していた。 誤りが判明し、戻入を行ったが、今後このようなことのないよう、適正な会計事務を行っていく。</p>

27 和歌山県和歌山東警察署

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 公用車の修繕の支出において、支払が遅延している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支払については、早期に支払が完了するようにチェック体制を強化し、適正な会計処理に努める。</p>

28 和歌山県海南警察署

監査実施年月日 平成28年7月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) プロパンガス料金の支出において、使用数量を誤り過払いし戻入を行っていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 (2) 車両等レッカー移動の支出において、誤った金額(消費税及び地方消費税額の加算不足)で支出し不足分を支出していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 (3) 旅費において、次の不適切な事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。 ア 旅費を支給すべき職員を誤り過年度支出及び返納の収入調定をしていた。 イ 取り消した旅行命令にもかかわらず、誤って支給し戻入をしていた。 ウ 旅費の計算を誤り追給及び戻入をしていた。</p>	<p>注意事項 (1) プロパンガス料金の支出事務については、請求書、検針票等の確認を徹底するとともに、決裁時のチェック機能を強化し、適正な会計事務処理に努める。 (2) 車両等レッカー移動の支出事務については、請求書、契約書等の確認を徹底するとともに、決裁時のチェック機能を強化し、適正な会計事務処理に努める。 (3) 旅費支出事務については、旅費システム入力後の内容確認を徹底するとともに、決裁時のチェック機能を強化し、再発防止に努める。</p>